

< 県単道路情報板等保守点検業務 特記仕様書 >

1 業務名等

令和5年度 県単道路情報板等保守点検業務
(国)148号 北安曇郡小谷村北小谷情報板 ほか

2 業務概要

道路情報板、道路情報板（門型）の法定点検、気象観測装置、路面冠水表示装置、中央集中監視装置及びカメラ装置について、適切な機能維持と円滑な操作確保を目的とした保守点検を実施する。

道路情報板（門型）の法定点検については、国土交通省の門型標識等定期点検要領により実施すること。

3 業務内容等

(1) 道路情報板

ア 箇所

(ア) 道路情報板B L 1型、B L 2型

猿倉、北城、日向山、堀田（4箇所）

(イ) 道路情報板H L 7型

葛葉、北小谷、下里瀬、大出、神城、借馬、扇沢、常盤、社（9箇所）

(ウ) 道路情報板H L 7 I型

下寺、立の間（2箇所）

イ 保守点検対象

(ア) 道路情報板表示機

(イ) 道路情報板制御器

(ウ) 道路情報板通信伝送機器

ウ 業務内容

目視点検、清掃及び動作確認（詳細は別紙のとおり）

(2) 気象観測装置

ア 箇所

(ア) 気象設備（凍結）

北小谷、南小谷、梅池、北城、佐野、青具、新行、鹿島、大町、白沢、外沢、立の間、青木、堀之内（14箇所）

(イ) 気象設備（積雪、降雪、気温）

北小谷、南小谷、梅池、北城、佐野、青具、新行、鹿島、大町、白沢、外沢、立の間、青木、堀之内、小谷温泉、高瀬（16箇所）

(ウ) 気象設備（凍結表示板）

青木、堀之内（2箇所）

(エ) 気象設備（雨量）

日向山、扇沢、八方、猿倉、堀田、葛葉、下里瀬（7箇所）

イ 保守点検対象

(ア) 気象観測装置機器

(イ) 気象観測装置通信伝送機器

ウ 業務内容

目視点検、清掃及び動作確認（詳細は別紙のとおり）

(3) 路面冠水装置

ア 箇所

高瀬川大橋、宮本橋、板取、中土、三日町（5箇所）

イ 保守点検対象

- (ア) 路面冠水制御機
- (イ) 水位検出器
- (ウ) 冠水表示板
- (エ) 自動通報装置

ウ 業務内容

目視点検、清掃及び動作確認（詳細は別紙のとおり）

(4) 中央集中監視装置

ア 箇所

大町合同庁舎 4 F 情報管理室内ほか

イ 保守点検対象

- (ア) 中央監視装置
- (イ) 伝送架機器

ウ 業務内容

目視点検、清掃及び動作確認（詳細は別紙のとおり）

(5) カメラ装置

ア 箇所

下寺、外沢、拇池、塩水、立の間、美麻トンネル南、美麻、築場、扇沢、松川、美麻新行、佐野（12 箇所）

イ 保守点検対象

- (ア) Web カメラ装置
- (イ) カメラ接続箱

ウ 業務内容

目視点検、清掃及び動作確認（詳細は別紙のとおり）

(6) 道路情報板（門型）法定点検

ア 箇所

下里瀬、大出、神城、借馬、常盤、社（6 箇所）

イ 保守点検対象

- (ア) 支柱
- (イ) 横梁
- (ウ) 道路情報板
- (エ) 基礎

ウ 業務内容

目視点検、清掃及び動作確認（詳細は別紙のとおり）

4 業務期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 8 日まで

5 その他

(1) 点検業務の労務費には次の項目が含まれているものとする。

ア 点検区間の移動

イ 点検業務を行う場合に必要な通常の準備及び片付け

ウ 点検による軽微な修繕

(2) 点検業務費の直接経費（安全費）、技術管理費及び諸経費は、国土交通省版「電気通信施設点検業務積算基準（案）」【令和 2 年 1 1 月】及び「電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）」【令和 4 年 3 月】によるものとする。